

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年9月19日

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 佐藤 秀樹

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階

【事務連絡者氏名】 森下 泰幸

【電話番号】 (03) 6447 - 3086

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

| | |
|---------------------|--|
| (1)【ファンドの名称】 | インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド 以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。 |
| (2)【内国投資信託受益証券の形態等】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの受益権は、追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）で、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けません。 ・ 受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 <p>社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。 ・ 委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 ・ 委託会社の依頼により、信用格付業者から提供または閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供または閲覧に供される予定の信用格付もありません。 |
| (3)【発行（売出）価額の総額】 | 1,000億円を上限とします。 * 受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。 |
| (4)【発行（売出）価格】 | 購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。 基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「欧州東方」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。 |
| (5)【申込手数料】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料（税込み）」により計算される金額をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 |

| | |
|------------------|--|
| (6)【申込単位】 | <p>購入単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>*「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。</p> |
| (7)【申込期間】 | <p>継続申込期間：平成24年9月20日から平成25年9月19日まで</p> <p>*継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。</p> |
| (8)【申込取扱場所】 | <p>販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。</p> |
| (9)【払込期日】 | <p>購入申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、購入代金をお申し込みの販売会社にお支払いください。</p> <p>継続申込期間における各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。</p> |
| (10)【払込取扱場所】 | <p>販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」にお問い合わせることにより知ることができます。</p> |
| (11)【振替機関に関する事項】 | <p>ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。</p> <p>*ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われます。</p> <p>*ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。</p> |
| (12)【その他】 | <ul style="list-style-type: none"> ・申込証拠金はありません。 ・購入代金には利息を付しません。 ・日本以外の地域における発行はありません。 ・クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。 ・ロンドン証券取引所の休業日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。 ・ファンドに関する照会先は以下のとおりです。 <div style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 10px; border: 1px solid black;"> <p>インベスコ投信投資顧問株式会社</p> <hr/> <p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p>ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> </div> |

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

| | |
|---------|---|
| ファンドの目的 | <p>東欧諸国およびロシアの株式を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。</p> <p>「実質的な主要投資対象」とは、ファンドが「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象をいいます。</p> |
|---------|---|

信託金の限度額

| | |
|---------|---|
| 信託金の限度額 | <p>委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引き受けを証する書面を委託会社に交付します。</p> <p>委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。</p> |
|---------|---|

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

| 商品分類項目 | | 商品分類の定義 |
|-----------|---------------|---|
| 単位型・追加型の別 | 単位型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド |
| | 追加型投信 | |
| 投資対象地域 | 国内 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 海外 | |
| | 内外 | |
| 投資対象資産 | 株式 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの |
| | 債券 | |
| | 不動産投信 資産複合 | |

* ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

b. ファンドの属性区分

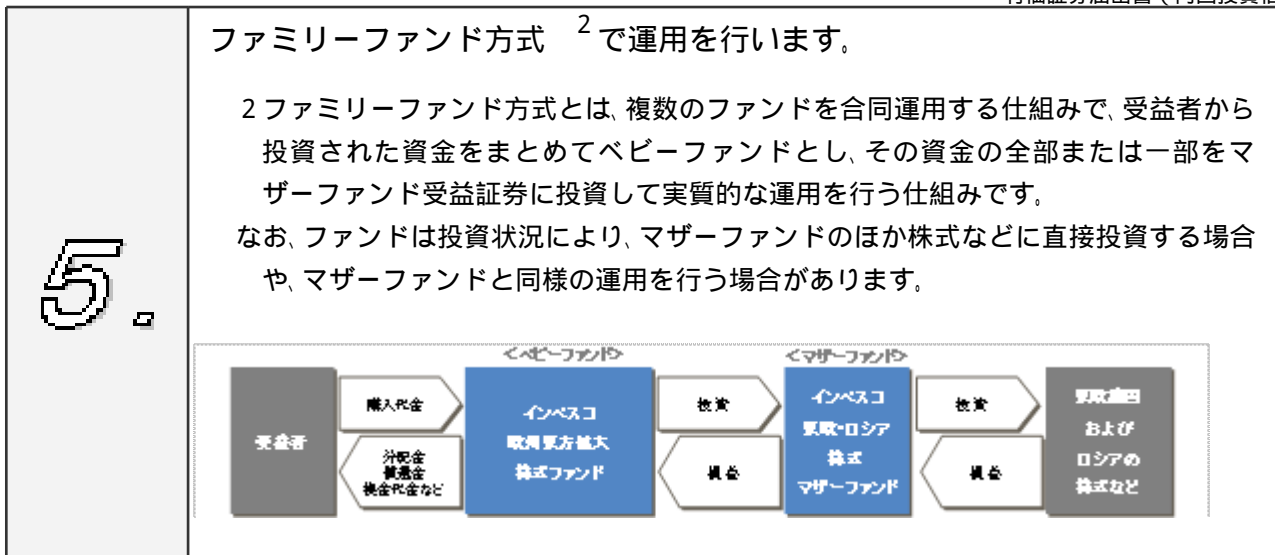
| 属性区分項目 | | 属性区分の定義 |
|---------------|--------------|-----------|
| 投資対象資産 | 株式 | |
| | (一般) | (大型株) |
| | (中小型株) | |
| | 債券 | |
| | (一般) | (公債) |
| | (社債) | (その他債券) |
| | (クレジット属性) | |
| | 不動産投信 | |
| その他資産（投資信託証券） | | |
| 資産複合 | | |
| (資産配分固定型) | | (資産配分変更型) |
| 決算頻度 | 年1回 | 年2回 |
| | 年4回 | 年6回（隔月） |
| | 年12回（毎月） | 日々 |
| | その他 | |
| 投資対象地域 | グローバル | 日本 |
| | 北米 | 欧州 |
| | アジア | オセアニア |
| | 中南米 | アフリカ |
| | 中近東（中東） | エマージング |
| 投資形態 | ファミリーファンド | |
| | ファンド・オブ・ファンズ | |
| 為替ヘッジ | 為替ヘッジあり | |
| | 為替ヘッジなし | |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

* ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

| | |
|----|--|
| 1. | <p>インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド受益証券への投資を通じて、東欧諸国およびロシアの証券取引所に上場されている株式（DR（預託証券）を含みます）¹に投資を行います。</p> <p>1 主たる企業活動が東欧地域およびロシアである外国企業の株式にも投資します。また、米ドル建てのDRなどを含みますので、投資対象国以外の通貨を保有する場合があります。</p> |
| 2. | <p>中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション（投資価値）などを勘案して選定した銘柄に投資します。</p> |
| 3. | <p>実質外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。</p> |
| 4. | <p>インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド（英国、ロンドン）に、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。</p> |

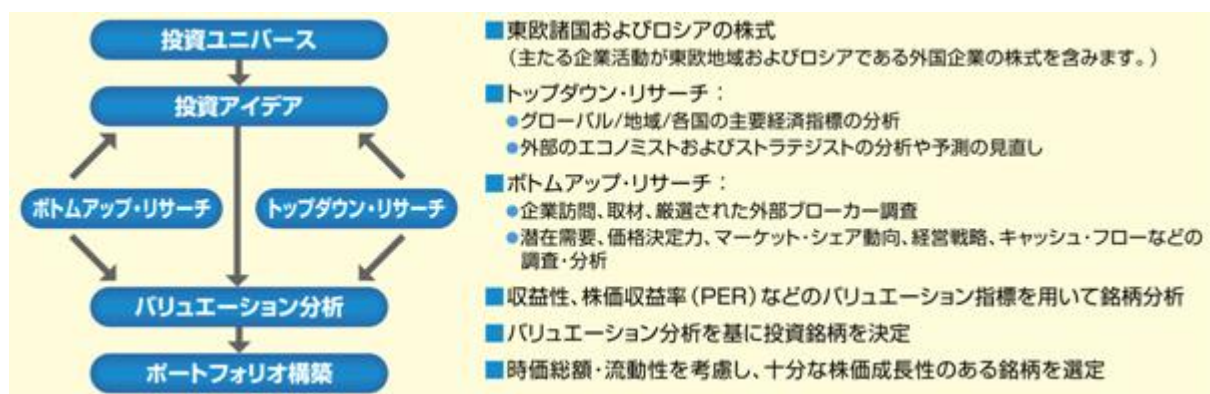


ファンドの運用プロセス

運用プロセス

トップダウン・リサーチとボトムアップ・リサーチを組み合わせた実践的なアプローチを行います。

主要な投資銘柄に関して1年先の目標株価を設定し、定期的に見直しを実施します。社内の企業調査と外部アナリストの企業調査を融合します。



ファンドの運用プロセス等は、平成24年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれません。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|------------|--------------------|
| 平成17年6月14日 | 信託契約締結、ファンド設定、運用開始 |
| 平成19年1月4日 | 投資信託振替制度への移行 |

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a. ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

| | |
|--|---|
| 委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社 | 投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。 |
| 受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。 |
| 販売会社 | 受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。 |
| 投資顧問会社 インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド | 委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。 |

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

| | |
|-------------------------------------|---|
| 受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約 | 信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。 |
| 販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約 | 受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。 |
| 投資顧問会社と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約 | 委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる投資顧問会社の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。 |

[次へ](#)

委託会社等の概況

| | | | | |
|---------|---|---------------------------------|---------|------|
| 名称（商号等） | インベスコ投信投資顧問株式会社 （金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号） | | | |
| 資本金 | 4,000百万円（平成24年7月31日現在） | | | |
| 沿革 | 昭和61(1986)年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 平成2(1990)年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 平成8(1996)年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 平成10(1998)年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 | | | |
| 大株主の状況 | （平成24年7月31日現在） | | | |
| | 名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
| | インベスコ・ファー・イースト・リミテッド | 英国ロンドン市フィンズベリースクウェア30番地EC2A 1AG | 40,000株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

| | |
|--------|--|
| 基本方針 | この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 |
| 主な投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的視点に立った企業収益の成長性などに焦点を当て、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、東欧諸国およびロシアの株式（国外に上場するDR（預託証券）を含みます。）を中心に投資します。 ・ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・ 中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション（投資価値）などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資します。 ・ 資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・ 投資状況によりマザーファンドと同様の運用を行う場合があります。 ・ インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに実質的運用の指図に関する権限を委託します。 |

(2)【投資対象】

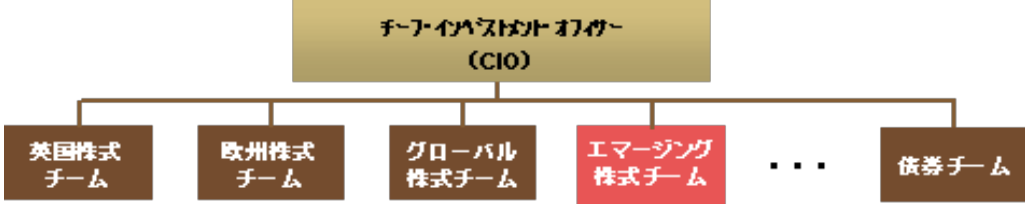
| | |
|--|--|
| 投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの）） | <ul style="list-style-type: none"> a．有価証券 b．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第29条および第30条に定めるものに限り、） c．約束手形 d．金銭債権 |
|--|--|

| | |
|-------------|--|
| 投資対象とする有価証券 | <p>委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <ul style="list-style-type: none">a . 株券または新株引受権証書b . 国債証券c . 地方債証券d . 特別の法律により法人の発行する債券e . 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）f . 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）g . 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）h . 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）i . 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）j . コマーシャル・ペーパーk . 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券l . 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記 a . から k . までの証券または証書の性質を有するものm . 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）n . 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）o . 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）p . オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）q . 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）r . 外国法人が発行する譲渡性預金証書s . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものt . 外国の者に対する権利で前 s . の有価証券の性質を有するもの |
|-------------|--|

| | |
|-------------|--|
| 投資対象とする金融商品 | <p>委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。</p> <p>a．預金</p> <p>b．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）</p> <p>c．コール・ローン</p> <p>* 前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。</p> |
|-------------|--|

(3) 【運用体制】

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの運用体制

| | |
|--|--|
| <p>運用体制図</p>  <pre> graph TD CIO[チーフインベストメント・オフィサー (CIO)] --- US[英国株式チーム] CIO --- EU[欧州株式チーム] CIO --- Global[グローバル株式チーム] CIO --- EM[エマージング株式チーム] CIO --- FI[債券チーム] </pre> | |
| マザーファンドの運用体制の概要 | <p>委託会社は、マザーファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに委託します。</p> <p>マザーファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドの「エマージング株式チーム」が担当します。</p> |

ファンドの管理体制

| | |
|--------------------|---|
| 内部管理および意思決定を監督する組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用部門およびプロダクト・サービス部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・ 運用部門の運用管理部（3名程度）は、運用部門およびプロダクト・サービス部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、運用リスク管理委員会に報告します。 ・ 運用リスク管理委員会（5名程度）は、運用管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 <p>* 「3 投資リスク (2)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。</p> |
| 運用に関する社内規定 | <p>ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| ファンドの関係法人に対する管理体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資顧問会社の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。 |
|-------------------|---|

上記運用体制における組織名称等は、平成24年7月31日現在のものであり、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

| | |
|----------|--|
| ファンドの決算日 | 年1回の6月22日(同日が休業日の場合は翌営業日)。 |
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰り越し分を含めた利子、配当収入と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。 ・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。 |
| 分配金の支払い | <p>a. 「分配金再投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。</p> <p>b. 「分配金受取りコース」 分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。</p> <p>* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に支払います。</p> <p>* 「分配金再投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。</p> |

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

信託約款上の投資制限

| | |
|-------------------------------|--|
| マザーファンド受益証券への投資制限（運用の基本方針） | マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 |
| 株式および預託証券への投資制限（運用の基本方針） | 株式および預託証券への実質投資割合 ¹ には、制限を設けません。 1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。 |
| 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針） | 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 |
| 新株引受権証券などへの投資制限（第22条第4項） | 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 |
| 同一銘柄の株式への投資制限（第26条第1項） | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| 同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（第26条第2項） | 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |
| 同一銘柄の転換社債などへの投資制限（第27条） | 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債 ² への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 2 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。 |
| 投資信託証券への投資制限（第22条第5項） | 投資信託証券 ³ への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 3 マザーファンド受益証券を除きます。以下同じです。 |
| 信用取引の指図（第28条） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・ 当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。 |

| | |
|--------------------|--|
| 先物取引等の運用指図（第29条） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じです。）。 <ul style="list-style-type: none"> - わが国の金融商品取引所⁴における有価証券先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 - わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 - 外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・ 投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・ 投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 <p>4 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。</p> |
| スワップ取引の運用指図（第30条） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・ スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。 |
| 有価証券の貸し付けの指図（第31条） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・ 有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行います。 |

| | |
|-----------------------------------|--|
| 特別の場合の外貨建 有価証券への投資制 限（第32条） | わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。 |
| 外国為替予約取引の 指図（第33条） | 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。 |
| 資金の借り入れ（第 41条） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・ 当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・ 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。 |

上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

法令に基づく投資制限

| | |
|---|---|
| デリバティブ取引に かかる投資制限（金 融商品取引業等に関 する内閣府令第130条 第1項第8号） | 委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。 |
| 同一の法人の発行す る株式の投資制限 （投資信託及び投資 法人に関する法律第 9条） | 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。 |

(参考) インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンドの投資方針

| | |
|--------|--|
| 基本方針 | この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。 |
| 投資対象 | 東欧諸国およびロシアの証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式（国外に上場するDR（預託証券）を含みます。）を主要投資対象とします。 |
| 主な投資態度 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式の投資にあたっては、東欧諸国およびロシアの企業の株式を中心に、主たる企業活動がロシアおよび東欧地域である外国企業の株式にも投資します。 ・中長期的な企業収益の成長性、市場の流動性、株価のバリュエーション（投資価値）などを総合的に勘案して選定した銘柄に投資します。 ・株式の組入比率は原則として高位を保ちます。なお、市況動向などによっては一時的に株式組入比率を引き上げる場合があります。 ・外貨建資産に関しては原則として為替ヘッジを行いません。 ・資産動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式および預託証券への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・同一銘柄の株式および預託証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 |

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、外国の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けます。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

基準価額の主な変動要因

| | |
|--|--|
| <p>株価の変動リスク (価格変動リスク・ 信用リスク)</p> | <p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。</p> |
| <p>カントリー・リスク</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化が発生した場合や、政府当局による海外からの投資規制などの新たな取引規制の導入あるいは法令・政策の変更等があった場合には、証券市場が悪影響を受ける可能性があり、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなることがあります。 ・投資対象国・地域においては、証券の決済システムや市場インフラが未発達であったり、証券の売買を行う仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延・不能等が発生する可能性があります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。 ・投資対象国・地域の税制は、先進国と異なる面がある場合があります。また、税制の変更や新たな税制の適用により、基準価額が下落することがあります。 ・投資対象国・地域においては、企業会計や情報開示等にかかる法制度や習慣等が先進国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を確保できないことがあります。 |

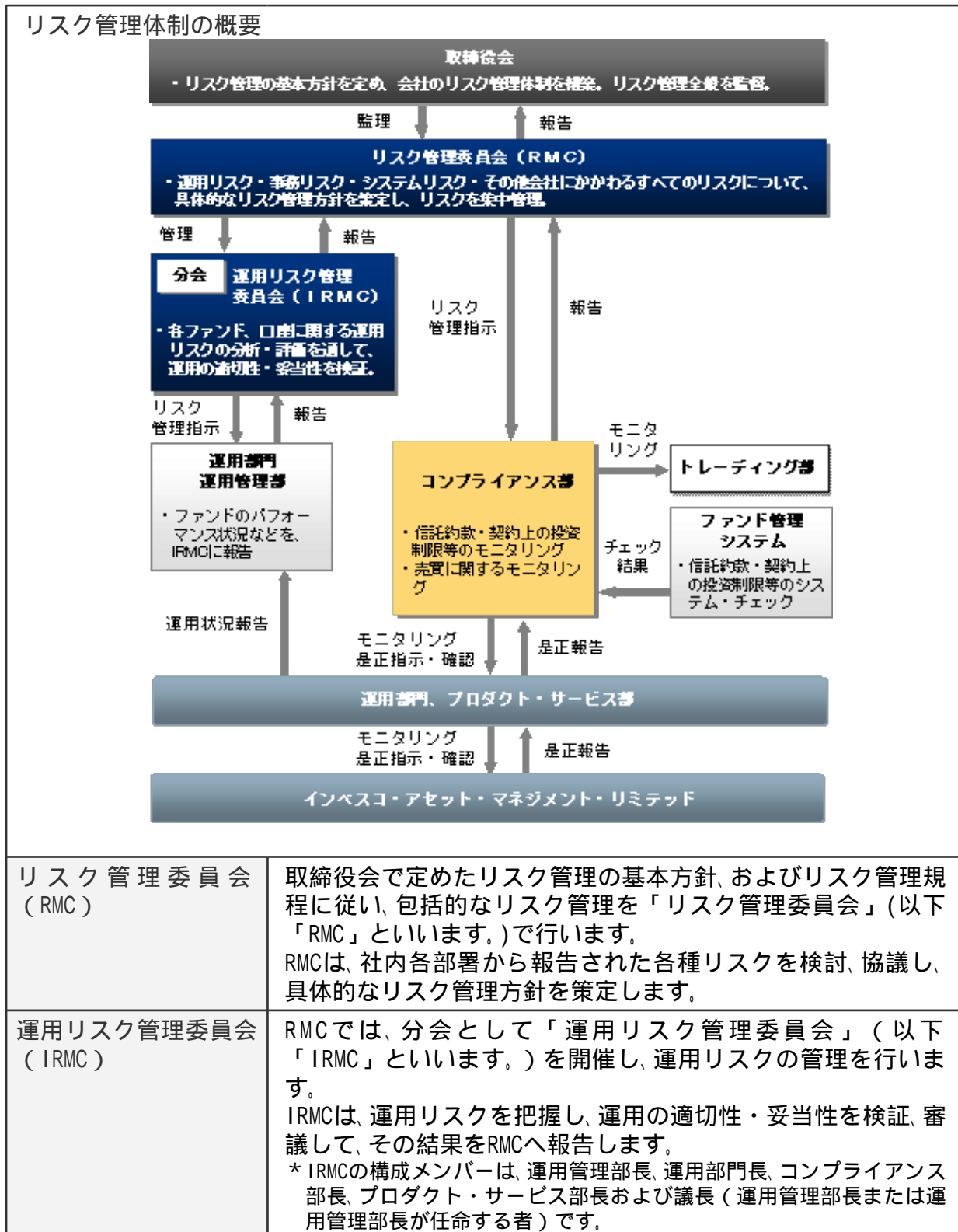
| | |
|---------|---|
| 流動性リスク | 流動性や市場性が低い有価証券について、期待される価格や希望する数量で売却できないことにより、基準価額が下落することがあります。 |
| 為替変動リスク | 為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。 |

基準価額のその他の変動要因等

| | |
|-----------------------|---|
| 分配金に関する留意点 | 分配金の支払いは、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して行われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。また、分配金はファンドの純資産総額から支払われるため、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者の個別元本によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。 |
| 換金資金手当によるリスク | 短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。 |
| コール・ローン等の相手先に関する信用リスク | コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この影響により、基準価額が下落することがあります。 |
| ファミリーファンド方式にかかるリスク | マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。 |

(2)投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制の概要



関係部署の役割

| | |
|------------------|--|
| 運用管理部 | 運用部門およびプロダクト・サービス部から報告を受けたファンドのパフォーマンス状況などを、IRMCに報告します。 |
| コンプライアンス部 | ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じて運用部門およびプロダクト・サービス部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 |
| 運用部門/プロダクト・サービス部 | 運用委託先から、ファンドのパフォーマンス状況などの情報開示を受け、その結果を運用管理部に報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 コンプライアンス部が実施しているガイドラインの遵守状況などのモニタリング結果に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。 |

インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドのリスク管理体制

| | |
|----------------|--|
| トレーディング・システム | 投資ガイドラインや投資制限違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合にはファンド・マネジャーに警告を發します。 |
| パフォーマンス・リスクチーム | ポートフォリオ分析・モニタリングを行い、投資目的、ガイドライン、投資制限などの遵守状況を確認します。違反が認められた場合は、速やかにCIOおよびファンド・マネジャーに通知します。 |
| CIOチャレンジ・プロセス | CIO、パフォーマンス・リスクチームヘッド、ファンド・マネジャーが出席し、主に以下の項目について議論します。 ・過去のパフォーマンスおよびリスク分析 ・過去の投資判断に関する定量・定性分析 ・現在のポートフォリオに関する定量・定性分析 |

上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社または投資顧問会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

| | |
|----------------|--|
| 購入時手数料 | <p>購入時手数料¹は、購入口数、購入金額²または購入代金³などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。</p> <p>詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。</p> <p>1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。</p> <p>2 「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。</p> <p>3 「購入代金」とは、「購入金額+購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。</p> |
| 分配金の再投資にかかる手数料 | 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 |

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

| | |
|-----------|---|
| 換金（解約）手数料 | ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。 |
| 信託財産留保額 | 換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。 |

* 「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

| | | | | | | | | | | | | |
|---------|---|-------------------------|--------------------------|--|--|----|------|------|------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 信託報酬の額 | 投資信託財産の純資産総額に年率1.995%（税抜き1.90%）を乗じて得た額とします。 | | | | | | | | | | | |
| 信託報酬の配分 | <table border="1"> <tr> <td>総額</td> <td colspan="3">年率1.995%（税抜き1.90%）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配分</td> <td>委託会社</td> <td>販売会社</td> <td>受託会社</td> </tr> <tr> <td>年率 1.05% (税抜き 1.00%)</td> <td>年率 0.84% (税抜き 0.80%)</td> <td>年率 0.105% (税抜き 0.10%)</td> </tr> </table> <p>* 委託会社が受け取る報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40%により計算された報酬額が支払われます。</p> | 総額 | 年率1.995%（税抜き1.90%） | | | 配分 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 年率 1.05% (税抜き 1.00%) | 年率 0.84% (税抜き 0.80%) | 年率 0.105% (税抜き 0.10%) |
| 総額 | 年率1.995%（税抜き1.90%） | | | | | | | | | | | |
| 配分 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | | | | | |
| | 年率 1.05% (税抜き 1.00%) | 年率 0.84% (税抜き 0.80%) | 年率 0.105% (税抜き 0.10%) | | | | | | | | | |
| 支払方法 | 毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。 | | | | | | | | | | | |

(4) 【その他の手数料等】 < 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 >

信託事務の諸費用

| | |
|--------|---|
| 該当する費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料 ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用 ・ 資産を外国で保管する場合の費用 ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用 ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息 ・ 投資信託財産に関する租税 ・ 信託事務の処理等に要する諸費用 |
| 計算方法等 | 運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。 |
| 支払方法 | 受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。 |

その他信託事務の諸費用

| | | | |
|-----------------------------|---|-------------------|-----------------------------|
| 該当する費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用 ・ 法律顧問および税務顧問への報酬 ・ 受益権の管理事務等に関連する費用 ・ 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用 ・ 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用 ・ 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用 | | |
| 計算方法等 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">その他信託事務の諸費用 上限固定率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・ 委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 | その他信託事務の諸費用 上限固定率 | 純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%） |
| その他信託事務の諸費用 上限固定率 | | | |
| 純資産総額に対して年率0.105%（税抜き0.10%） | | | |
| 支払方法 | 毎日計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。 | | |

上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示するこ

とができません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取扱い

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---------------|------------------------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------|---------------------------------|-------------|-------------------------|
| 分配金に対する課税 | <ul style="list-style-type: none"> 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。 <table border="1" data-bbox="539 555 1393 853"> <tbody> <tr> <td>平成24年12月31日まで</td> <td>10% (所得税7%および地方税3%)</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月1日から平成25年12月31日まで</td> <td>10.147% (所得税7.147%および地方税3%)</td> </tr> <tr> <td>平成26年1月1日から平成49年12月31日まで</td> <td>20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td> </tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td> <td>20% (所得税15%および地方税5%)</td> </tr> </tbody> </table> 原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。 | 平成24年12月31日まで | 10% (所得税7%および地方税3%) | 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 10.147% (所得税7.147%および地方税3%) | 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) | 平成50年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) |
| 平成24年12月31日まで | 10% (所得税7%および地方税3%) | | | | | | | | |
| 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 10.147% (所得税7.147%および地方税3%) | | | | | | | | |
| 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) | | | | | | | | |
| 平成50年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) | | | | | | | | |
| 解約金および償還金に対する課税 | <ul style="list-style-type: none"> 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。 <table border="1" data-bbox="539 1048 1393 1346"> <tbody> <tr> <td>平成24年12月31日まで</td> <td>10% (所得税7%および地方税3%)</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月1日から平成25年12月31日まで</td> <td>10.147% (所得税7.147%および地方税3%)</td> </tr> <tr> <td>平成26年1月1日から平成49年12月31日まで</td> <td>20.315% (所得税15.315%および地方税5%)</td> </tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td> <td>20% (所得税15%および地方税5%)</td> </tr> </tbody> </table> 原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。 | 平成24年12月31日まで | 10% (所得税7%および地方税3%) | 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 10.147% (所得税7.147%および地方税3%) | 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) | 平成50年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) |
| 平成24年12月31日まで | 10% (所得税7%および地方税3%) | | | | | | | | |
| 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 10.147% (所得税7.147%および地方税3%) | | | | | | | | |
| 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで | 20.315% (所得税15.315%および地方税5%) | | | | | | | | |
| 平成50年1月1日以降 | 20% (所得税15%および地方税5%) | | | | | | | | |
| 損益通算について | <ul style="list-style-type: none"> 解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。 解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。 | | | | | | | | |

法人の受益者に対する課税の取扱い

| | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|---------------|----|--------------------------|--------|--------------------------|---------|-------------|-----|
| 分配金、解約金および償還金に対する課税 | <ul style="list-style-type: none"> 分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 <table border="1" data-bbox="539 215 1390 443"> <tr> <td>平成24年12月31日まで</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月1日から平成25年12月31日まで</td> <td>7.147%</td> </tr> <tr> <td>平成26年1月1日から平成49年12月31日まで</td> <td>15.315%</td> </tr> <tr> <td>平成50年1月1日以降</td> <td>15%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額より控除することができます。 | 平成24年12月31日まで | 7% | 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 7.147% | 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで | 15.315% | 平成50年1月1日以降 | 15% |
| 平成24年12月31日まで | 7% | | | | | | | | |
| 平成25年1月1日から平成25年12月31日まで | 7.147% | | | | | | | | |
| 平成26年1月1日から平成49年12月31日まで | 15.315% | | | | | | | | |
| 平成50年1月1日以降 | 15% | | | | | | | | |
| 益金不算入制度の適用 | 益金不算入制度は、適用されません。 | | | | | | | | |

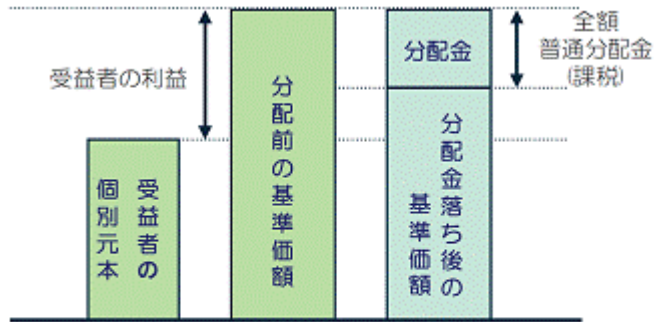
個別元本について

- 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。
「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

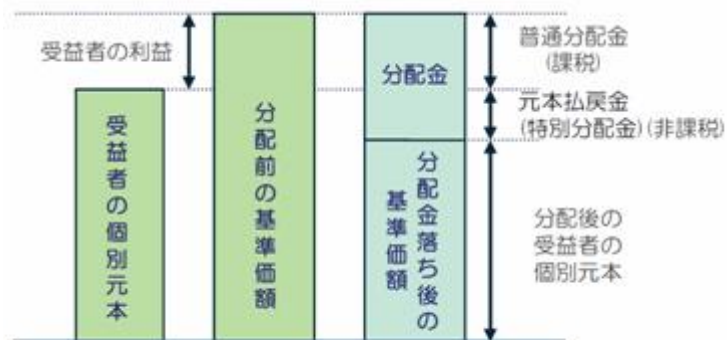
普通分配金



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)



※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成24年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(平成24年7月31日現在)

| 投資資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 2,273,500,993 | 100.24 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 5,528,731 | 0.24 |
| 合計(純資産総額) | | 2,267,972,262 | 100.00 |

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

| 投資資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|----------|---------------|---------|
| 株 式 | ロシア | 1,663,998,578 | 73.18 |
| | ポーランド | 323,694,355 | 14.23 |
| | ハンガリー | 88,291,143 | 3.88 |
| | ガーンジー | 48,801,765 | 2.14 |
| | アラブ首長国連邦 | 46,431,677 | 2.04 |
| | オランダ | 28,195,072 | 1.24 |
| | アメリカ | 23,717,950 | 1.04 |
| | 小 計 | 2,223,130,540 | 97.78 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 50,434,181 | 2.21 |
| 合計(純資産総額) | | 2,273,564,721 | 100.00 |

(2)【投資資産】(平成24年7月31日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 (口数) | 帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円) | 評価額単価 評価額金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------|---------------|------------------------------|---------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド | 2,033,906,775 | 1.0622 2,160,415,777 | 1.1178 2,273,500,993 | 100.24 |

種類別投資比率

| 種 類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 100.24 |
| 合 計 | 100.24 |

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

| 順位 | 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 (株式数) | 帳簿価額 単価(円) | 帳簿価額 金額(円) | 評価額 単価(円) | 評価額 金額(円) | 投資 比率 (%) |
|----|--------------|----|----------------------------------|------------------------------------|-------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-----------------|
| 1 | ロシア | 株式 | LUKOIL ADR | エネルギー | 50,300 | 4,039.68 | 203,196,150 | 4,429.11 | 222,784,343 | 9.79 |
| 2 | ロシア | 株式 | GAZPROM ADR | エネルギー | 236,800 | 737.92 | 174,740,592 | 749.25 | 177,424,637 | 7.80 |
| 3 | ロシア | 株式 | URALKALI GDR-REG S | 素材 | 40,900 | 2,708.59 | 110,781,351 | 3,314.40 | 135,559,287 | 5.96 |
| 4 | ロシア | 株式 | NOVATEK GDR-S | エネルギー | 14,400 | 7,996.79 | 115,153,790 | 9,145.89 | 131,700,816 | 5.79 |
| 5 | ロシア | 株式 | TATNEFT ADR | エネルギー | 42,200 | 2,661.68 | 112,323,254 | 3,032.21 | 127,959,443 | 5.62 |
| 6 | ロシア | 株式 | SBERBANK ADR | 銀行 | 123,800 | 803.58 | 99,484,144 | 887.22 | 109,839,012 | 4.83 |
| 7 | ポーランド | 株式 | POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN | 保険 | 12,800 | 7,597.66 | 97,250,118 | 8,342.29 | 106,781,376 | 4.69 |
| 8 | ロシア | 株式 | ROSNEFT-REG GDR | エネルギー | 216,500 | 493.25 | 106,789,209 | 490.51 | 106,196,876 | 4.67 |
| 9 | ロシア | 株式 | MOBILE TELESYSTEMS ADR | 電気通信サー ビス | 65,300 | 1,324.43 | 86,485,473 | 1,496.17 | 97,700,149 | 4.29 |
| 10 | ロシア | 株式 | SURGUTNEFTEGAZ ADR | エネルギー | 128,400 | 629.26 | 80,798,075 | 668.35 | 85,816,589 | 3.77 |
| 11 | ロシア | 株式 | GLOBALTRANS INVESTMENT GDR-S | 運輸 | 45,000 | 1,419.56 | 63,880,524 | 1,508.68 | 67,890,645 | 2.98 |
| 12 | ロシア | 株式 | PHOSAGRO GDR-S | 素材 | 61,200 | 820.00 | 50,184,201 | 992.75 | 60,756,850 | 2.67 |
| 13 | ロシア | 株式 | MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR | 素材 | 48,822 | 1,224.14 | 59,765,070 | 1,240.55 | 60,566,517 | 2.66 |
| 14 | ポーランド | 株式 | EUROCASH | 食品・生活必 需品小売り | 63,200 | 977.34 | 61,767,888 | 908.92 | 57,444,135 | 2.52 |
| 15 | ロシア | 株式 | M VIDEO | 小売 | 83,200 | 509.40 | 42,382,790 | 644.51 | 53,623,369 | 2.35 |
| 16 | ロシア | 株式 | CHEKIZOVO GROUP GDR-S | 食品・飲料・ タバコ | 57,400 | 820.78 | 47,113,059 | 855.17 | 49,087,320 | 2.15 |
| 17 | ガーン ジー | 株式 | ETALON GROUP GDR-S | 不動産 | 97,700 | 411.72 | 40,225,646 | 499.50 | 48,801,765 | 2.14 |
| 18 | ハンガ リー | 株式 | RICHTER GEDEON | 医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフ サイエンス | 3,600 | 12,598.99 | 45,356,371 | 13,447.20 | 48,409,920 | 2.12 |
| 19 | ポーランド | 株式 | NG2 | 耐久消費財・ アパレル | 34,800 | 1,348.49 | 46,927,678 | 1,351.98 | 47,049,147 | 2.06 |
| 20 | アラブ首 長国連邦 | 株式 | DRAGON OIL | エネルギー | 66,900 | 671.27 | 44,908,388 | 694.04 | 46,431,677 | 2.04 |
| 21 | ロシア | 株式 | NOMOS BANK GDR-S | 銀行 | 51,300 | 841.10 | 43,148,901 | 899.73 | 46,156,492 | 2.03 |
| 22 | ロシア | 株式 | PHARMSTANDARD-S GDR | 医薬品・バイ オテクノロジー ・ライフ サイエンス | 39,400 | 1,176.45 | 46,352,464 | 1,137.37 | 44,812,515 | 1.97 |
| 23 | ポーランド | 株式 | LUBELSKI WEGIEL BOGDANKA | エネルギー | 15,500 | 2,938.83 | 45,552,002 | 2,792.40 | 43,282,200 | 1.90 |
| 24 | ハンガ リー | 株式 | OTP BANK | 銀行 | 32,600 | 1,271.27 | 41,443,649 | 1,223.35 | 39,881,223 | 1.75 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-------|----|------------------------------|-------------|---------|----------|------------|----------|------------|------|
| 25 | ロシア | 株式 | X 5 RETAIL GROUP GDR | 食品・生活必需品小売り | 25,600 | 1,801.81 | 46,126,553 | 1,528.22 | 39,122,521 | 1.72 |
| 26 | ポーランド | 株式 | KGHM POLSKA MIEDZ | 素材 | 11,700 | 3,334.59 | 39,014,714 | 2,978.56 | 34,849,152 | 1.53 |
| 27 | ポーランド | 株式 | WARSAW STOCK EXCHANGE | 各種金融 | 42,100 | 872.88 | 36,748,461 | 814.45 | 34,288,345 | 1.50 |
| 28 | オランダ | 株式 | CINEMA CITY INTERNATIONAL | メディア | 42,514 | 643.41 | 27,354,166 | 663.19 | 28,195,072 | 1.24 |
| 29 | ロシア | 株式 | ALROSA | 素材 | 404,100 | 62.49 | 25,255,634 | 61.75 | 24,954,912 | 1.09 |
| 30 | アメリカ | 株式 | FX ENERGY | エネルギー | 43,345 | 404.47 | 17,531,905 | 547.18 | 23,717,950 | 1.04 |

種類別および業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|----|------------------------|---------|
| 株式 | エネルギー | 43.42 |
| | 素材 | 13.92 |
| | 銀行 | 8.61 |
| | 保険 | 4.69 |
| | 電気通信サービス | 4.29 |
| | 食品・生活必需品小売り | 4.24 |
| | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 4.10 |
| | 運輸 | 2.98 |
| | 小売 | 2.35 |
| | 食品・飲料・タバコ | 2.15 |
| | 不動産 | 2.14 |
| | 耐久消費財・アパレル | 2.06 |
| | 各種金融 | 1.50 |
| | メディア | 1.24 |
| 合計 | | 97.78 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり 純資産額(円) (分配落) | 1口当たり 純資産額(円) (分配付) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第1期計算期間(平成18年6月22日現在) | 10,179 | 11,259 | 1.2113 | 1.3399 |
| 第2期計算期間(平成19年6月22日現在) | 9,684 | 11,942 | 1.6024 | 1.9759 |
| 第3期計算期間(平成20年6月23日現在) | 11,526 | 12,313 | 1.6948 | 1.8104 |
| 第4期計算期間(平成21年6月22日現在) | 3,156 | 3,156 | 0.6053 | 0.6053 |
| 第5期計算期間(平成22年6月22日現在) | 3,606 | 3,606 | 0.8001 | 0.8001 |
| 第6期計算期間(平成23年6月22日現在) | 3,288 | 3,288 | 0.8782 | 0.8782 |
| 第7期計算期間(平成24年6月22日現在) | 2,208 | 2,208 | 0.6495 | 0.6495 |
| 平成23年7月末日 | 3,239 | - | 0.8820 | - |
| 平成23年8月末日 | 2,680 | - | 0.7402 | - |
| 平成23年9月末日 | 2,308 | - | 0.6420 | - |
| 平成23年10月末日 | 2,603 | - | 0.7294 | - |
| 平成23年11月末日 | 2,353 | - | 0.6624 | - |
| 平成23年12月末日 | 2,211 | - | 0.6286 | - |
| 平成24年1月末日 | 2,391 | - | 0.6856 | - |
| 平成24年2月末日 | 2,808 | - | 0.8121 | - |
| 平成24年3月末日 | 2,693 | - | 0.7767 | - |
| 平成24年4月末日 | 2,575 | - | 0.7508 | - |
| 平成24年5月末日 | 2,072 | - | 0.6110 | - |
| 平成24年6月末日 | 2,144 | - | 0.6329 | - |
| 平成24年7月末日 | 2,267 | - | 0.6821 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たりの分配金(円) |
|---------|--------------|
| 第1期計算期間 | 0.1300 |
| 第2期計算期間 | 0.3800 |
| 第3期計算期間 | 0.1200 |
| 第4期計算期間 | 0.0000 |
| 第5期計算期間 | 0.0000 |
| 第6期計算期間 | 0.0000 |
| 第7期計算期間 | 0.0000 |

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第1期計算期間 | 33.99 |
| 第2期計算期間 | 63.12 |
| 第3期計算期間 | 12.98 |
| 第4期計算期間 | 64.28 |
| 第5期計算期間 | 32.18 |
| 第6期計算期間 | 9.76 |
| 第7期計算期間 | 26.04 |

(注1)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

(4)設定及び解約の実績

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------|----------------|---------------|
| 第1期計算期間 | 16,265,921,236 | 7,862,260,465 |
| 第2期計算期間 | 3,243,805,381 | 5,603,315,592 |
| 第3期計算期間 | 4,627,353,391 | 3,870,245,935 |
| 第4期計算期間 | 1,069,598,577 | 2,656,748,103 |
| 第5期計算期間 | 453,784,591 | 1,160,708,946 |
| 第6期計算期間 | 427,826,429 | 1,190,621,758 |
| 第7期計算期間 | 311,773,699 | 655,902,881 |

(注1)設定数量には当初設定数量を含みます。

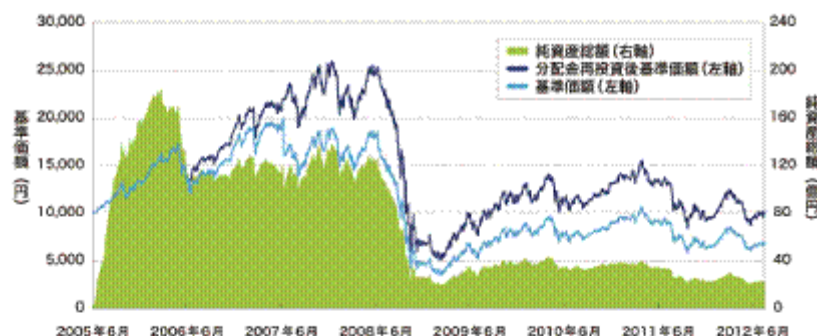
(注2)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報) 交付目論見書に記載する運用実績

(2012年7月31日現在)

■ 基準価額・純資産の推移

■ 基準価額・純資産総額の推移(設定来)



- * 基準価額、分配金再投資後基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。
- * 分配金再投資後基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

| | |
|-------|----------|
| 基準価額 | 6,821円 |
| 純資産総額 | 2,268百万円 |

■ 期間騰落率

| 期間 | ファンド |
|-----|--------|
| 1カ月 | 7.8% |
| 3カ月 | -9.2% |
| 6カ月 | -0.5% |
| 1年 | -22.7% |
| 3年 | 5.6% |
| 5年 | -54.1% |
| 設定来 | 0.1% |

* 期間騰落率は、分配金再投資後基準価額の騰落率です。

■ 分配の推移

(課税前/1万口当たり)

| 決算期 | 2008年6月 | 2009年6月 | 2010年6月 | 2011年6月 | 2012年6月 | 設定来累計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 分配金 | 1,200円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 6,300円 |

■ 主要な資産の状況

【ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。】

■ 資産配分

| | 純資産比 |
|--------|-------|
| 株式 | 97.8% |
| キャッシュ等 | 2.2% |

■ 銘柄数

31

* 株式には預託証券を含んでおり、預託証券へ投資する場合、投資通貨は米ドルなどとなっております。

■ 組入上位5カ国

| | 国名 | 純資産比 |
|---|----------|-------|
| 1 | ロシア | 73.2% |
| 2 | ポーランド | 14.2% |
| 3 | ハンガリー | 3.9% |
| 4 | ガーナ | 2.1% |
| 5 | アラブ首長国連邦 | 2.0% |

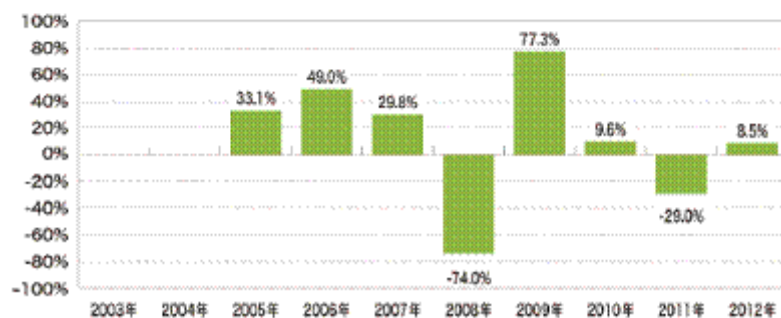
■ 組入上位10銘柄

| | 銘柄名 | 国名 | 業種 | 純資産比 |
|----|-------------------------------|-------|----------|------|
| 1 | LUKOIL ADR | ロシア | エネルギー | 9.8% |
| 2 | GAZPROM ADR | ロシア | エネルギー | 7.8% |
| 3 | URALKALI GDR-REG S | ロシア | 素材 | 6.0% |
| 4 | NOVATEK GDR-S | ロシア | エネルギー | 5.8% |
| 5 | TATNEFT ADR | ロシア | エネルギー | 5.6% |
| 6 | SBERBANK ADR | ロシア | 銀行 | 4.8% |
| 7 | POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN | ポーランド | 保険 | 4.7% |
| 8 | ROSNEFT-REG GDR | ロシア | エネルギー | 4.7% |
| 9 | MOBILE TELESYSTEMS ADR | ロシア | 電気通信サービス | 4.3% |
| 10 | SURGUTNEFTEGAZ ADR | ロシア | エネルギー | 3.8% |

* 国名は発行体の国籍(所在国)などで区分しています。

* 業種はMSCI世界産業分類基準の産業グループに準じています。ただし業種の情報が入手できない銘柄については、委託会社の判断により独自に分類していることがあります。

■ 年間収益率の推移



* ファンドにはベンチマークはありません。

* ファンドの年間収益率は、分配金再投資後基準価額を基に算出しています。

* 2005年はファンドの設定日(2005年6月14日)から年末まで、2012年は7月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

| | |
|----------|---|
| 購入方法 | 販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「分配金再投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。 |
| 購入申込不可日 | ロンドン証券取引所の休業日には、購入のお申し込みの受け付けを行いません。 |
| 購入単位 | お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 * 分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「分配金再投資コース」と、分配金を受け取る「分配金受取りコース」の2コースがあります。 * 「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。 |
| 購入申込締切時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、毎営業日の午後3時までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 |
| 購入価額 | 購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「分配金再投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。 |
| 購入時手数料 | 購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.675%（税抜き3.50%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入代金の支払い | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 <ul style="list-style-type: none"> ・「分配金再投資コース」 販売会社の定める購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「分配金受取りコース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 |

| | |
|---------------------|--|
| 購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。 |
|---------------------|--|

2【換金（解約）手続等】

| | |
|----------|--|
| 換金方法 | 販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 |
| 換金申込不可日 | ロンドン証券取引所の休業日には、換金のお申し込みの受け付けを行いません。 |
| 換金単位 | お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金申込締切時間 | 原則として、毎営業日の午後3時までには換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 |
| 換金価額 | 換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。 |
| 換金手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | 換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。 |
| 換金代金の支払い | 原則として、換金の申込受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。 |

| | |
|-----------------|---|
| 換金の申し込み受け付けの中止等 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。 |
| 換金にかかる受益権の取り扱い | <ul style="list-style-type: none"> ・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。 |
| 買取請求 | <p>買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。</p> |
| 償還金の支払い | <p>原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。</p> <p>償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者としします。</p> |

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

| <p>基準価額の算定</p> | <p>基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。</p> <p>基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <div data-bbox="523 640 1366 1093" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>基準価額の計算方法</p> <p>ファンドの純資産総額 = ファンドの資産総額 - ファンドの負債総額 ファンドの基準価額 = ファンドの純資産総額 ÷ ファンドの受益権口数</p> </div> | | | | | | |
|---------------------|---|------|------|---------------|-----------------------|----|-------------------------------------|
| <p>基準価額の算出頻度と公表</p> | <p>基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「欧州東方」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。</p> <p>なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。</p> <p style="text-align: center;">基準価額の照会先</p> <div data-bbox="529 1402 1359 1626" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; background-color: #f0f0f0;"> <p>インベスコ投信投資顧問株式会社</p> <p>お問い合わせダイヤル 03-6447-3100</p> <p>受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで</p> <p>ホームページ http://www.invesco.co.jp/</p> </div> | | | | | | |
| <p>主な投資資産の評価方法</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">投資資産</th> <th style="width: 50%;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親投資信託 受益証券</td> <td>親投資信託受益証券の基準価額で評価します。</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場 で評価します。</td> </tr> </tbody> </table> | 投資資産 | 評価方法 | 親投資信託 受益証券 | 親投資信託受益証券の基準価額で評価します。 | 株式 | 原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場 で評価します。 |
| 投資資産 | 評価方法 | | | | | | |
| 親投資信託 受益証券 | 親投資信託受益証券の基準価額で評価します。 | | | | | | |
| 株式 | 原則として、外国金融商品市場などにおける最終相場 で評価します。 | | | | | | |

(2) 【保管】

| | |
|---------|---|
| 受益証券の保管 | 原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 * ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。 |
|---------|---|

(3) 【信託期間】

| | |
|-----------|---|
| ファンドの信託期間 | 無期限（設定日：平成17年6月14日）とします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が25億口を下回る事となった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。 |
|-----------|---|

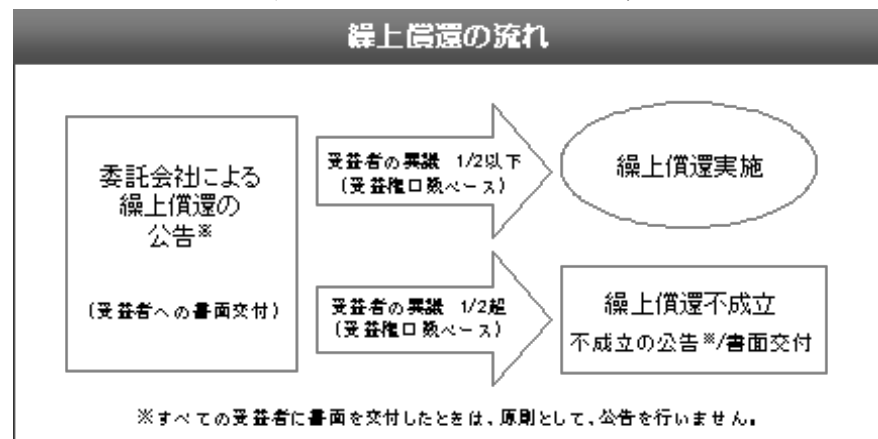
(4) 【計算期間】

| | |
|-----------|--|
| ファンドの計算期間 | ファンドの計算期間は、原則として毎年6月23日から翌年6月22日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 |
|-----------|--|

(5) 【その他】

繰上償還

- ・ 委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が25億口を下回る事となった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ・ 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・ 信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



- * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。
- * 上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が1カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- * 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>信託約款の変更</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 <div data-bbox="504 383 1382 815" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>重大な信託約款の変更の流れ</p> <pre> graph LR A[委託会社による 約款変更の 公告※ (受益者への書面交付)] -- "受益者の異議 1/2以下 (受益権口数ベース)" --> B(約款変更実施) A -- "受益者の異議 1/2超 (受益権口数ベース)" --> C[約款変更不成立 不成立の公告※/書面交付] </pre> <p>※すべての受益者に書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> * 公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下回らないものとします。 * 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。 |
| <p>反対者の買取請求</p> | <p>委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。</p> <p>この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。</p> |
| <p>関係会社との契約の更新等に関する手続きについて</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と投資顧問会社との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または投資顧問会社いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。 |
| <p>運用報告書</p> | <p>委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。</p> |

| | |
|----|--------------------------|
| 公告 | 受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。 |
|----|--------------------------|

4【受益者の権利等】

| | |
|---------------|---|
| 分配金に対する請求権 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「分配金再投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から5年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。 |
| 償還金に対する請求権 | <ul style="list-style-type: none"> ・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。 |
| 受益権の換金（解約）請求権 | 受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。 |
| 反対者の買取請求権 | <ul style="list-style-type: none"> ・委託会社が、信託契約の解約または信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合、受益者は、所定の期間内（1カ月を下回らないものとします。）に、委託会社に対して異議を述べるすることができます。 ・所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。 |
| 受益権均等分割 | 受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。 |
| 帳簿閲覧権 | 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。 |

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成23年6月23日から平成24年6月22日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第 6 期 (平成23年 6 月22日現在) | 第 7 期 (平成24年 6 月22日現在) |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 550,446 | 20,888,424 |
| 親投資信託受益証券 | 3,325,813,046 | 2,224,306,146 |
| 未収入金 | 3,359,280 | - |
| 未収利息 | - | 28 |
| 流動資産合計 | 3,329,722,772 | 2,245,194,598 |
| 資産合計 | 3,329,722,772 | 2,245,194,598 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 3,769,444 | 11,236,463 |
| 未払受託者報酬 | 1,920,566 | 1,296,411 |
| 未払委託者報酬 | 34,570,101 | 23,335,263 |
| その他未払費用 | 1,182,625 | 863,677 |
| 流動負債合計 | 41,442,736 | 36,731,814 |
| 負債合計 | 41,442,736 | 36,731,814 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 3,744,388,806 | 3,400,259,624 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 456,108,770 | 1,191,796,840 |
| （分配準備積立金） | 602,816,323 | 505,592,825 |
| 元本等合計 | 3,288,280,036 | 2,208,462,784 |
| 純資産合計 | 3,288,280,036 | 2,208,462,784 |
| 負債純資産合計 | 3,329,722,772 | 2,245,194,598 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第6期 自平成22年6月23日 至平成23年6月22日 | 第7期 自平成23年6月23日 至平成24年6月22日 |
|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 6,416 | 2,764 |
| 有価証券売買等損益 | 427,908,844 | 769,663,427 |
| 営業収益合計 | 427,915,260 | 769,660,663 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 1,050 | - |
| 受託者報酬 | 3,739,069 | 2,692,286 |
| 委託者報酬 | 67,303,147 | 48,460,950 |
| その他費用 | 2,449,250 | 1,979,354 |
| 営業費用合計 | 73,492,516 | 53,132,590 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 354,422,744 | 822,793,253 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 354,422,744 | 822,793,253 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 354,422,744 | 822,793,253 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 81,023,887 | 87,031,705 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 900,856,848 | 456,108,770 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 238,853,425 | 84,195,614 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 238,853,425 | 84,195,614 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 67,504,204 | 84,122,136 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 67,504,204 | 84,122,136 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 456,108,770 | 1,191,796,840 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
|-----------------|---|

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 第6期 (平成23年6月22日現在) | 第7期 (平成24年6月22日現在) |
|---|---|
| 1. 期首元本額 4,507,184,135円 期中追加設定元本額 427,826,429円 期中解約元本額 1,190,621,758円 | 1. 期首元本額 3,744,388,806円 期中追加設定元本額 311,773,699円 期中解約元本額 655,902,881円 |
| 2. 計算期間末日における受益権の総数 3,744,388,806口 | 2. 計算期間末日における受益権の総数 3,400,259,624口 |
| 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は456,108,770円です。 | 3. 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,191,796,840円です。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第6期 自平成22年6月23日 至平成23年6月22日 | 第7期 自平成23年6月23日 至平成24年6月22日 |
|--|--|
| 1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 14,244,065円 | 1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 10,256,275円 |

| | |
|--|---|
| <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(53,085,235円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(670,376,268円)及び分配準備積立金(549,731,088円)より分配対象収益は1,273,192,591円(1万口当たり3,400.25円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> | <p>2. 分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,490,879円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(655,702,610円)及び分配準備積立金(502,101,946円)より分配対象収益は1,161,295,435円(1万口当たり3,415.28円)ですが、分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p> |
|--|---|

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>当ファンドは、親投資信託受益証券を主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券は、インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンドです。</p> <p>親投資信託受益証券は、株価の変動リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替変動リスク等にさらされております。</p> <p>また、親投資信託受益証券は、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、親投資信託受益証券に対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、親投資信託受益証券が利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>取締役会で定めたりスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。</p> <p>RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。</p> |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第6期 (平成23年6月22日現在) | 第7期 (平成24年6月22日現在) |
|------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。 | 同左 |

| | | |
|------------------------|---|--|
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p> | <p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> | <p>同左</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 第 6 期 (平成23年 6 月22日現在) | 第 7 期 (平成24年 6 月22日現在) |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 352,726,986 | 717,423,542 |
| 合 計 | 352,726,986 | 717,423,542 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

| 第6期 (平成23年6月22日現在) | 第7期 (平成24年6月22日現在) |
|-----------------------|-----------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(関連当事者との取引に関する注記)

| 第6期 自平成22年6月23日 至平成23年6月22日 | 第7期 自平成23年6月23日 至平成24年6月22日 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| 第6期 (平成23年6月22日現在) | 第7期 (平成24年6月22日現在) |
|--|--|
| 1口当たり純資産額 0.8782円 (1万口当たり純資産額 8,782円) | 1口当たり純資産額 0.6495円 (1万口当たり純資産額 6,495円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券(親投資信託受益証券)

(平成24年6月22日現在)

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|---------------|---------------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託 受益証券 | インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド | 2,094,055,871 | 2,224,306,146 | |
| | 合計 | 2,094,055,871 | 2,224,306,146 | |

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

当ファンドは「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。同ファンドの状況は次の通りです。

「インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

| 区 分 | 注記 番号 | (平成23年 6 月22日現在) | (平成24年 6 月22日現在) |
|-------------|----------|------------------|------------------|
| | | 金 額 | 金 額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | 63,037,127 | 52,003,652 |
| コール・ローン | | 1,177,775 | 1,072,364 |
| 株式 | | 3,254,826,539 | 2,170,147,757 |
| 派生商品評価勘定 | | - | 5,104 |
| 未収配当金 | | 10,201,603 | 2,248,959 |
| 未収利息 | | 1 | 1 |
| 流動資産合計 | | 3,329,243,045 | 2,225,477,837 |
| 資産合計 | | 3,329,243,045 | 2,225,477,837 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 派生商品評価勘定 | | 31,738 | 142,549 |
| 未払金 | | - | 1,067,906 |
| 未払解約金 | | 3,359,280 | - |
| 流動負債合計 | | 3,391,018 | 1,210,455 |
| 負債合計 | | 3,391,018 | 1,210,455 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | 2,367,295,214 | 2,094,055,871 |
| 剰余金 | | | |
| 剰余金又は欠損金() | | 958,556,813 | 130,211,511 |
| 元本等合計 | | 3,325,852,027 | 2,224,267,382 |
| 純資産合計 | | 3,325,852,027 | 2,224,267,382 |
| 負債純資産合計 | | 3,329,243,045 | 2,225,477,837 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、本書における開示対象ファンドの計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

(追加情報)

本書における開示対象ファンドの当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

| (平成23年6月22日現在) | |
|------------------------------|----------------|
| 1. 本書における開示対象ファンドの期首における | |
| 当該親投資信託の元本額 | 2,875,870,000円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 52,750,587円 |
| 同期中における解約元本額 | 561,325,373円 |
| 同計算期間末日における元本の内訳 | |
| (保有ファンド名) | (金額) |
| インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド | 2,367,295,214円 |
| 合計 | 2,367,295,214円 |
| 2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における | |
| 当該親投資信託の受益権の総数 | 2,367,295,214口 |

| (平成24年6月22日現在) | |
|------------------------------|----------------|
| 1. 本書における開示対象ファンドの期首における | |
| 当該親投資信託の元本額 | 2,367,295,214円 |
| 同期中における追加設定元本額 | 422,977円 |
| 同期中における解約元本額 | 273,662,320円 |
| 同計算期間末日における元本の内訳 | |
| (保有ファンド名) | (金額) |
| インベスコ 欧州東方拡大株式ファンド | 2,094,055,871円 |
| 合計 | 2,094,055,871円 |
| 2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における | |
| 当該親投資信託の受益権の総数 | 2,094,055,871口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| | |
|------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融資産は、主として外国の株式であります。外国の株式は、株価の変動リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替変動リスク等にさらされております。 また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、外国通貨の取得又は売却取引について円貨額を確定することに限定しているため、当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (平成23年6月22日現在) | (平成24年6月22日現在) |
|------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 貸借対照表計上額は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。 | (1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足事項 | 当ファンドに投資する証券投資信託の「(金融商品に関する注記)」に記載しております。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | (平成23年6月22日現在) | (平成24年6月22日現在) |
|----|----------------------|----------------------|
| | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 株式 | 408,058,722 | 474,391,903 |

| | | |
|-----|-------------|-------------|
| 合 計 | 408,058,722 | 474,391,903 |
|-----|-------------|-------------|

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成23年6月22日現在)

| 種 類 | 契約額等(円) | うち 1年超 | 時価(円) | 評価損益(円) |
|--------------------------------------|------------|-----------|------------|---------|
| 市場取引以外の取引 為替予約取引 売 建 アメリカドル | 43,349,042 | - | 43,380,780 | 31,738 |
| 合 計 | 43,349,042 | - | 43,380,780 | 31,738 |

(平成24年6月22日現在)

| 種 類 | 契約額等(円) | うち 1年超 | 時価(円) | 評価損益(円) |
|--------------------------------------|------------|-----------|------------|---------|
| 市場取引以外の取引 為替予約取引 買 建 アメリカドル | 306,518 | - | 308,795 | 2,277 |
| 売 建 アメリカドル | 16,543,726 | - | 16,682,687 | 138,961 |
| イギリスポンド | 306,518 | - | 307,279 | 761 |
| 合 計 | 17,156,762 | - | 17,298,761 | 137,445 |

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

- (1)本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
- 同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
- イ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ロ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- (2)同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

| | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 自 平成22年 6 月23日 至 平成23年 6 月22日 | 自 平成23年 6 月23日 至 平成24年 6 月22日 |
| 該当事項はありません。 | 同左 |

(1口当たり情報に関する注記)

| | |
|---|---|
| (平成23年 6 月22日現在) | (平成24年 6 月22日現在) |
| 1口当たり純資産額 1.4049円 (1万口当たり純資産額 14,049円) | 1口当たり純資産額 1.0622円 (1万口当たり純資産額 10,622円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

(平成24年6月22日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|------------------------|----------------------------------|--------------|--------------|----------------------------------|--------------------------------|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカ ドル | FX ENERGY | 41,045 | 5.11 | 209,739.95 | |
| | GAZPROM ADR | 236,800 | 9.44 | 2,235,392.00 | |
| | LUKOIL ADR | 50,300 | 51.67 | 2,599,413.46 | |
| | NOVATEK GDR-S | 14,400 | 102.30 | 1,473,120.00 | |
| | ROSNEFT-REG GDR | 230,500 | 6.31 | 1,455,607.50 | |
| | SURGUTNEFTEGAZ ADR | 128,400 | 8.05 | 1,033,620.00 | |
| | TATNEFT ADR | 42,200 | 34.05 | 1,436,910.00 | |
| | TNK-BP HOLDING | 119,000 | 2.14 | 255,493.00 | |
| | ALROSA | 404,100 | 0.79 | 323,086.03 | |
| | MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR | 48,822 | 15.66 | 764,552.52 | |
| | PHOSAGRO GDR-S | 61,200 | 10.49 | 641,988.00 | |
| | URALKALI GDR-REG S | 40,900 | 34.65 | 1,417,185.00 | |
| | GLOBALTRANS INVESTMENT GDR-S | 48,100 | 18.16 | 873,496.00 | |
| | M VIDEO | 79,600 | 6.44 | 513,101.60 | |
| | X 5 RETAIL GROUP GDR | 29,300 | 23.05 | 675,365.00 | |
| | CHERKIZOVO GROUP GDR-S | 57,400 | 10.50 | 602,700.00 | |
| | MHP GDR-S | 32,500 | 11.19 | 363,675.00 | |
| | PHARMSTANDARD-S GDR | 39,400 | 15.05 | 592,970.00 | |
| | NOMOS BANK GDR-S | 51,300 | 10.76 | 551,988.00 | |
| | SBERBANK ADR | 130,200 | 10.28 | 1,338,456.00 | |
| ETALON GROUP GDR-S | 95,400 | 5.25 | 500,850.00 | | |
| MOBILE TELESYSTEMS ADR | 61,300 | 16.84 | 1,032,292.00 | | |
| | アメリカドル小計 | 2,042,167 | | 20,891,001.06 (1,673,787,004) | |
| イギリス ポンド | DRAGON OIL | 63,500 | 5.46 | 346,710.00 | |
| | | イギリスポンド小計 | 63,500 | | 346,710.00 (43,363,019) |
| ハンガリー フォリント | RICHTER GEDEON | 3,600 | 36,540.00 | 131,544,000.00 | |
| | OTP BANK | 32,600 | 3,687.00 | 120,196,200.00 | |
| | | ハンガリーフォリント小計 | 36,200 | | 251,740,200.00 (87,756,633) |
| ポーランド ズロチ | LUBELSKI WEGIEL BOGDANKA | 14,300 | 126.50 | 1,808,950.00 | |
| | KGHM POLSKA MIEDZ | 14,200 | 143.30 | 2,034,860.00 | |
| | NG2 | 38,000 | 57.95 | 2,202,100.00 | |
| | CINEMA CITY INTERNATIONAL | 42,514 | 27.65 | 1,175,512.10 | |
| | EUROCASH | 68,000 | 42.00 | 2,856,000.00 | |
| | WARSAW STOCK EXCHANGE | 39,600 | 37.47 | 1,483,812.00 | |
| | POWSZECHNY ZAKLAD UBEZPIECZEN | 12,400 | 326.40 | 4,047,360.00 | |
| | | ポーランドズロチ小計 | 229,014 | | 15,608,594.10 (365,241,101) |
| | 合計 | 2,370,881 | | 2,170,147,757 (2,170,147,757) | |

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式時価比率 | 合計金額に対する比率 |
|------------|---------|----------|------------|
| アメリカドル | 株式 22銘柄 | 100.00% | 77.13% |
| イギリスポンド | 株式 1銘柄 | 100.00% | 2.00% |
| ハンガリーフォリント | 株式 2銘柄 | 100.00% | 4.04% |
| ポーランドズロチ | 株式 7銘柄 | 100.00% | 16.83% |

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成24年7月31日現在)

| | |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 2,273,881,220 円 |
| 負債総額 | 5,908,958 円 |
| 純資産総額(-) | 2,267,972,262 円 |
| 発行済数量 | 3,325,215,105 口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 0.6821 円 |

(参考)インベスコ 東欧・ロシア株式 マザーファンド

| | |
|------------------|-----------------|
| 資産総額 | 2,282,835,567 円 |
| 負債総額 | 9,270,846 円 |
| 純資産総額(-) | 2,273,564,721 円 |
| 発行済数量 | 2,033,906,775 口 |
| 1 単位当たり純資産額(/) | 1.1178 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

| | |
|---------------------|--|
| 名義書換 | 該当事項はありません。 |
| 受益者名簿の閉鎖の時期 | 該当事項はありません。 |
| 受益者等に対する特典 | 該当事項はありません。 |
| 譲渡制限の内容 | 譲渡制限は設けておりません。 |
| 受益証券の不発行 | 委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。 |
| 受益権の譲渡 | 受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。 * 委託会社は、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがあります。 |
| 受益権の譲渡の対抗要件 | 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。 |
| 受益権の再分割 | 委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 |
| 質権口記載または記録の受益権の取り扱い | 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

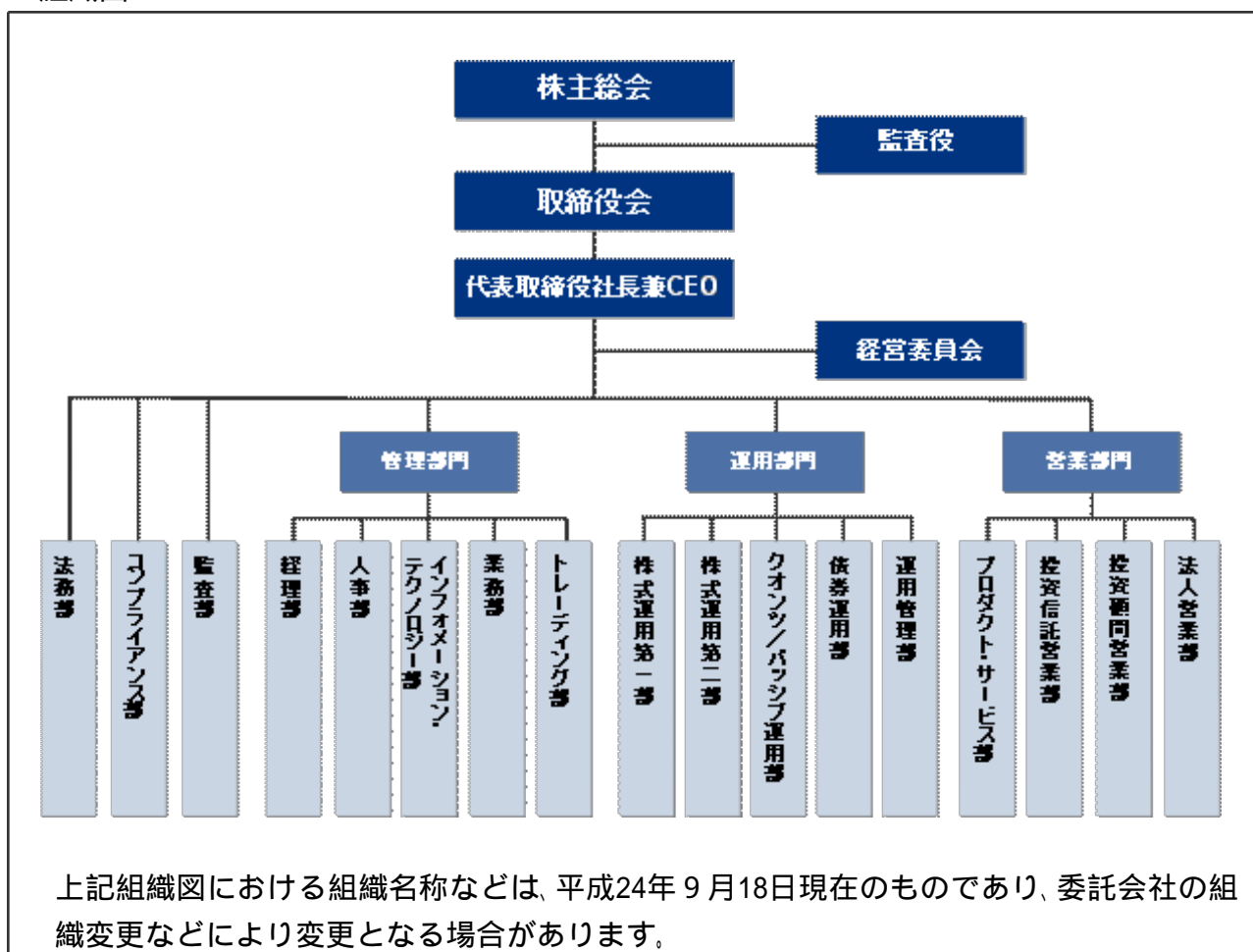
1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

| | |
|-------------------------|---|
| 平成24年7月31日 現在の状況 | 資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株 |
| 直近5カ年における 主な資本金の額の増減 | <ul style="list-style-type: none"> 平成22年6月15日付で、資本金の額は480百万円から3,000百万円に増加。 平成23年7月6日付で、資本金の額は3,000百万円から4,000百万円に増加。 |

(2)委託会社等の機構

組織図



会社の意思決定機構

| | |
|-------------|---|
| 取締役会 | <p>取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。</p> <p>取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。</p> |
| 代表取締役社長兼CEO | <p>代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。</p> |
| 経営委員会 | <p>取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として毎月1回開催されます。</p> <p>経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。</p> |

投資運用に関する意思決定プロセス

| | |
|----------|--|
| Plan（計画） | <p>基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。</p> |
| Do（実行） | <p>各運用部のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。</p> |
| See（検証） | <p>運用リスク管理委員会(IRMC)は、リスク管理委員会(RMC)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。</p> <p>また、運用部門から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。</p> |

2【事業の内容及び営業の概況】

| | | | |
|--------------------|--|---------|------------------------------|
| 事業の内容 | <p>「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。</p> <p>また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。</p> | | |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | (平成24年7月31日現在) | | |
| | 基本的性格 | ファンド数 | 純資産総額(単位：百万円) |
| | 株式投資信託 | 63 | 346,118 |
| | 公社債投資信託 | 1 | 4,058 |
| 合計 | 64 | 350,176 | * ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。 |

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (平成23年3月31日) | | 当事業年度 (平成24年3月31日) | |
|----------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 預金 | | 1,586,424 | | 1,541,296 |
| 前払費用 | | 40,268 | | 49,463 |
| 未収入金 | | 259,950 | | 206,492 |
| 未収委託者報酬 | | 678,810 | | 461,845 |
| 未収運用受託報酬 | | 360,716 | | 396,891 |
| 未収投資助言報酬 | | 256 | | 417 |
| 未収消費税 | | 131,387 | | - |
| その他の流動資産 | | 9,872 | | 5,020 |
| 流動資産計 | | 3,067,687 | | 2,661,426 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 1 | | | | |
| 建物附属設備 | 148,302 | | 227,003 | |
| 器具備品 | 23,139 | | 102,444 | |
| 建設仮勘定 | - | 171,442 | 1,251 | 330,699 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | 13,742 | | 31,159 | |
| 電話加入権 | 3,972 | | 3,972 | |
| のれん | 480,837 | | 455,858 | |
| 顧客関連資産 | 2,577,509 | 3,076,061 | 2,443,612 | 2,934,602 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | 657 | | 470 | |
| 差入保証金 | 257,680 | | 252,084 | |
| その他の投資 | 13,405 | | 10,463 | |
| 貸倒引当金 | - | 271,742 | 7,400 | 255,618 |
| 固定資産計 | | 3,519,247 | | 3,520,921 |
| 資産合計 | | 6,586,935 | | 6,182,347 |

（単位：千円）

| 科目 | 前事業年度 （平成23年3月31日） | | 当事業年度 （平成24年3月31日） | |
|--------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| （負債の部） | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 357,451 | | 142,830 |
| 未払金 | | | | |
| 未払収益分配金 | 890 | | - | |
| 未払償還金 | 55,764 | | 42,139 | |
| 未払手数料 | 314,201 | | 194,317 | |
| その他の未払金 | 117,714 | 488,572 | 127,783 | 364,240 |
| 未払費用 | | 147,616 | | 312,226 |
| 短期借入金 | | 1,500,000 | | - |
| 未払法人税等 | | 20,339 | | 17,012 |
| 未払消費税等 | | - | | 70,931 |
| 賞与引当金 | | 113,565 | | 118,468 |
| その他の流動負債 | | 14,523 | | 15,494 |
| 流動負債計 | | 2,642,070 | | 1,041,204 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 453,403 | | 483,734 |
| 役員退職慰労引当金 | | 33,574 | | 47,224 |
| 資産除去債務 | | 50,754 | | 64,067 |
| 固定負債計 | | 537,733 | | 595,026 |
| 負債合計 | | 3,179,803 | | 1,636,230 |
| （純資産の部） | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 3,000,000 | | 4,000,000 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | 980,511 | | 1,406,953 | |
| その他資本剰余金 | | | | |
| 資本金減少差益 | 117,810 | | - | |
| 資本剰余金合計 | | 1,098,322 | | 1,406,953 |
| 利益剰余金 | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | 691,369 | | 860,855 | |
| 利益剰余金合計 | | 691,369 | | 860,855 |
| 株主資本合計 | | 3,406,953 | | 4,546,097 |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 178 | | 18 |
| 評価・換算差額等合計 | | 178 | | 18 |
| 純資産合計 | | 3,407,131 | | 4,546,116 |
| 負債・純資産合計 | | 6,586,935 | | 6,182,347 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | |
|-------------|--------------------------------------|-----------|--------------------------------------|-----------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 2,697,221 | | 2,376,754 |
| 運用受託報酬 | | 1,509,700 | | 1,734,123 |
| 投資助言報酬 | | 3,466 | | 3,983 |
| その他営業収益 | | 647,126 | | 1,348,609 |
| 営業収益計 | | 4,857,514 | | 5,463,471 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | | 1,163,202 | | 982,312 |
| 広告宣伝費 | | 46,915 | | 1,622 |
| 公告費 | | 1,710 | | 775 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | 242,140 | | 253,140 | |
| 委託調査費 | 596,793 | | 587,956 | |
| 図書費 | 3,405 | 842,339 | 3,225 | 844,322 |
| 委託計算費 | | 180,895 | | 183,222 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | 25,893 | | 25,593 | |
| 印刷費 | 49,667 | | 37,802 | |
| 協会費 | 7,295 | 82,856 | 7,678 | 71,074 |
| 営業費用計 | | 2,317,919 | | 2,083,328 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | 312,178 | | 350,719 | |
| 給料・手当 | 1,350,766 | | 1,437,656 | |
| 賞与 | 447,390 | 2,110,335 | 486,657 | 2,275,033 |
| 退職金 | | 84,620 | | 43,186 |
| 交際費 | | 9,641 | | 9,085 |
| 寄付金 | | 11,100 | | 5,931 |
| 旅費交通費 | | 67,886 | | 81,834 |
| 租税公課 | | 43,699 | | 32,135 |
| 不動産賃借料 | | 282,544 | | 269,530 |
| 退職給付費用 | | 110,375 | | 116,685 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 9,831 | | 13,650 |
| 賞与引当金繰入 | | 113,565 | | 118,468 |
| 減価償却費 | | 148,121 | | 205,326 |
| 福利厚生費 | | 195,130 | | 196,643 |
| 諸経費 | | 616,113 | | 608,863 |
| 一般管理費計 | | 3,802,967 | | 3,976,372 |
| 営業損失() | | 1,263,372 | | 596,230 |

（単位：千円）

| 科目 | 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) | |
|---------------------|--------------------------------------|-----------|--------------------------------------|---------|
| | 内訳 | 金額 | 内訳 | 金額 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 370 | | 163 |
| 受取配当金 | | - | | 3,811 |
| 時効成立分配金償還金 | | 7,173 | | 14,350 |
| 雑益 | | 1,557 | | 1,703 |
| 営業外収益計 | | 9,100 | | 20,029 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 1 | | 10,904 | | 10,684 |
| 為替換算差損 | | 6,559 | | 273 |
| 雑損 | | 760 | | 768 |
| 営業外費用計 | | 18,224 | | 11,726 |
| 経常損失（ ） | | 1,272,495 | | 587,927 |
| 特別損失 | | | | |
| 本社移転費用 | | - | | 258,890 |
| 組織再編関連費用 | | 139,846 | | - |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | | 9,820 | | - |
| 固定資産除却損 | | 78 | | - |
| その他 | | - | | 10,238 |
| 特別損失計 | | 149,744 | | 269,128 |
| 税引前当期純損失（ ） | | 1,422,240 | | 857,055 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 3,800 | | 3,800 |
| 法人税等計 | | 3,800 | | 3,800 |
| 当期純損失（ ） | | 1,426,040 | | 860,855 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|----------|---|---|
| | 金額 | 金額 |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 480,000 | 3,000,000 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 2,520,000 | 1,000,000 |
| 当期変動額合計 | 2,520,000 | 1,000,000 |
| 当期末残高 | 3,000,000 | 4,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 114,578 | 980,511 |
| 当期変動額 | | |
| 資本準備金の取崩 | | 573,558 |
| 新株の発行 | 865,933 | 1,000,000 |
| 当期変動額合計 | 865,933 | 426,442 |
| 当期末残高 | 980,511 | 1,406,953 |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 117,810 | 117,810 |
| 当期変動額 | | |
| 資本準備金の取崩 | - | 573,558 |
| 欠損填補 | - | 691,369 |
| 当期変動額合計 | - | 117,810 |
| 当期末残高 | 117,810 | - |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 232,389 | 1,098,322 |
| 当期変動額 | | |
| 資本準備金の取崩 | - | - |
| 欠損填補 | - | 691,369 |
| 新株の発行 | 865,933 | 1,000,000 |
| 当期変動額合計 | 865,933 | 308,632 |
| 当期末残高 | 1,098,322 | 1,406,953 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 734,670 | 691,369 |
| 当期変動額 | | |
| 欠損填補 | | 691,369 |
| 当期純損失() | 1,426,040 | 860,855 |
| 当期変動額合計 | 1,426,040 | 169,486 |
| 当期末残高 | 691,369 | 860,855 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 734,670 | 691,369 |
| 当期変動額 | | |
| 欠損填補 | | 691,369 |
| 当期純損失() | 1,426,040 | 860,855 |
| 当期変動額合計 | 1,426,040 | 169,486 |
| 当期末残高 | 691,369 | 860,855 |

(単位：千円)

| 科目 | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|---------------------|---|---|
| | 金額 | 金額 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 1,447,060 | 3,406,953 |
| 当期変動額 | | |
| 資本準備金の取崩 | - | - |
| 欠損填補 | - | - |
| 新株の発行 | 3,385,933 | 2,000,000 |
| 当期純損失() | 1,426,040 | 860,855 |
| 当期変動額合計 | 1,959,893 | 1,139,145 |
| 当期末残高 | 3,406,953 | 4,546,097 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 156 | 178 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 22 | 159 |
| 当期変動額合計 | 22 | 159 |
| 当期末残高 | 178 | 18 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 156 | 178 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 22 | 159 |
| 当期変動額合計 | 22 | 159 |
| 当期末残高 | 178 | 18 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 1,447,216 | 3,407,131 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | 3,385,933 | 2,000,000 |
| 当期純損失() | 1,426,040 | 860,855 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 22 | 159 |
| 当期変動額合計 | 1,959,915 | 1,138,984 |
| 当期末残高 | 3,407,131 | 4,546,116 |

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

 其他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

 時価のないもの

 移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

 定率法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物附属設備　15～24年

 器具備品　　4～20年

（2）無形固定資産

 定額法を採用しております。

 なお、主な償却年数は20年であります。

 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

（3）退職給付引当金

 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

 消費税の会計処理

 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

（追加情報）

 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 前事業年度 （平成23年3月31日） | 当事業年度 （平成24年3月31日） |
|-----------------------|-----------------------|

| 1 有形固定資産から控除されている減価償却累計額 | | 1 有形固定資産から控除されている減価償却累計額 | |
|--------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 建物附属設備 | 71,754 千円 | 建物附属設備 | 15,391 千円 |
| 器具備品 | <u>72,352</u> | 器具備品 | <u>51,762</u> |
| 計 | 144,107 | 計 | 67,154 |

(損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|------|---|---|
| 支払利息 | 10,520千円 | 5,205千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度期末 |
|---------|---------|--------|----|---------|
| 普通株式(株) | 9,600 | 10,400 | - | 20,000 |

(変動事由の概要)

平成22年6月7日の取締役会決議による新株の発行 10,400株

当事業年度(自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度期末 |
|---------|---------|--------|----|---------|
| 普通株式(株) | 20,000 | 20,000 | - | 40,000 |

(変動事由の概要)

平成23年6月28日の取締役会決議による新株の発行 20,000株

(リース取引関係)

| 前事業年度 (自 平成 22年 4月 1日 至 平成 23年 3月 31日) | 当事業年度 (自 平成 23年 4月 1日 至 平成 24年 3月 31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------|------------|-----------|----------------|---------------|-------------------------------------|---|--|------------------|---------|-----------|------------|---------------|---------|---|--|----|---------|--------|------------|---------------|---------|---|---|
| <p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">有形固定資産 器具備品</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">54,202 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;"><u>54,202</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">無形固定資産 ソフトウェア</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">18,145 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;"><u>18,145</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合計</td> </tr> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">72,347</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;"><u>72,347</u></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> | | 有形固定資産 器具備品 | 取得価額相当額 | 54,202 千円 | 減価償却累計額相当額 | <u>54,202</u> | 期末残高相当額 | 0 | | 無形固定資産 ソフトウェア | 取得価額相当額 | 18,145 千円 | 減価償却累計額相当額 | <u>18,145</u> | 期末残高相当額 | 0 | | 合計 | 取得価額相当額 | 72,347 | 減価償却累計額相当額 | <u>72,347</u> | 期末残高相当額 | 0 | <p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> |
| | 有形固定資産 器具備品 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | 54,202 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | <u>54,202</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 無形固定資産 ソフトウェア | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | 18,145 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | <u>18,145</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | 72,347 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | <u>72,347</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 年内</td> <td style="text-align: right;">0 千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td style="text-align: right;"><u>0</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </table> | 1 年内 | 0 千円 | 1 年超 | <u>0</u> | 合計 | 0 | <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 年内 | 0 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 年超 | <u>0</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">11,810千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">10,853千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">213千円</td> </tr> </table> | 支払リース料 | 11,810千円 | 減価償却費相当額 | 10,853千円 | 支払利息相当額 | 213千円 | <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 11,810千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 10,853千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 213千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。</p> | <p>(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2. オペレーティング・リース取引（借主側）</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> | <p>2. オペレーティング・リース取引（借主側）</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1 年内</td> <td style="text-align: right;">207,226 千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td style="text-align: right;"><u>708,025</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">915,251</td> </tr> </table> | 1 年内 | 207,226 千円 | 1 年超 | <u>708,025</u> | 合計 | 915,251 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 年内 | 207,226 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 年超 | <u>708,025</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 915,251 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、主に第2種金融商品取引、投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社よりの資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------------------|-----------------|-------------|----|
| (1)預金 | 1,586,424 | 1,586,424 | - |
| (2)未収入金 | 259,950 | 259,950 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 678,810 | 678,810 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 360,716 | 360,716 | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 256 | 256 | - |
| (6)投資有価証券 其他有価証券 | 657 | 657 | - |
| 資産計 | 2,886,816 | 2,886,816 | - |
| (1)未払金 | (488,572) | (488,572) | - |
| (2)短期借入金 | (1,500,000) | (1,500,000) | - |
| 負債計 | (1,988,572) | (1,988,572) | - |

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|---------------------|-----------------|-----------|----|
| (1)預金 | 1,541,296 | 1,541,296 | - |
| (2)未収入金 | 206,492 | 206,492 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 461,845 | 461,845 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 396,891 | 396,891 | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 417 | 417 | - |
| (6)投資有価証券 其他有価証券 | 470 | 470 | - |
| 資産計 | 2,607,413 | 2,607,413 | - |
| (1)未払金 | (364,240) | (364,240) | - |
| 負債計 | (364,240) | (364,240) | - |

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収運用受託報酬 (5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

時価については、投資有価証券に関しては基準価額を基に算出しております。

負債

(1)未払金 及び(2)短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------|-----------|--------------|------|
| (1)預金 | 1,586,424 | - | - |
| (2)未収入金 | 259,950 | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 678,810 | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 360,716 | - | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 256 | - | - |
| 合計 | 2,886,159 | - | - |

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 10年以内 | 10年超 |
|--|------|--------------|------|
| | | | |

| | | | |
|-------------|-----------|---|---|
| (1)預金 | 1,541,296 | - | - |
| (2)未収入金 | 206,492 | - | - |
| (3)未収委託者報酬 | 461,845 | - | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 396,891 | - | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 417 | - | - |
| 合計 | 2,606,942 | - | - |

（有価証券関係）

その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

| | 取得原価 (千円) | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|--------------|--------------------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 479 | 657 | 178 |
| 小計 | 479 | 657 | 178 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 合計 | 479 | 657 | 178 |

当事業年度（平成24年3月31日）

| | 取得原価 (千円) | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------------------|--------------|--------------------------------|------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 452 | 470 | 18 |
| 小計 | 452 | 470 | 18 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 合計 | 452 | 470 | 18 |

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 退職給付債務（千円） | 453,403 | 483,734 |
| 退職給付引当金（千円） | 453,403 | 483,734 |

3. 退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|------------|---|---|
| 勤務費用（千円） | 110,375 | 116,685 |
| 退職給付費用（千円） | 110,375 | 116,685 |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|
| (1)流動資産 | | |
| 賞与引当金 | 46,210 | 42,222 |
| 未払費用 | 42,603 | 29,560 |
| 株式報酬費用加算 | 47,277 | 28,182 |
| その他 | 11,897 | 3,082 |
| 計 | 147,987 | 103,047 |
| (2)固定資産 | | |
| 退職給付引当金 | 184,490 | 173,205 |
| 役員退職給付引当金 | 13,662 | 16,830 |
| 繰越欠損金 | 1,046,191 | 1,114,161 |
| その他 | 5,204 | 6,585 |
| 計 | 1,249,547 | 1,310,783 |
| 繰延税金資産小計 | 1,397,534 | 1,413,830 |
| 評価性引当金 | 1,397,534 | 1,413,830 |
| 繰延税金資産合計 | | |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度に係る、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払いが見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う現状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は0.349%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | 前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日) |
|-----------------|---|---|
| 期首残高(注1) | 42,199千円 | 50,754千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 7,518千円 | 63,974千円 |
| 見積額変更による減少額(注2) | | 7,230千円 |
| その他 | | 24,821千円 |
| 有形固定資産の除去に伴う取崩額 | 1,036千円 | 68,876千円 |
| 時の経過による調整額 | | 622千円 |
| 期末残高 | 50,754千円 | 64,067千円 |

(注1) 前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(注2) 当事業年度において、将来発生すると見込まれる除去費用が、固定資産取得時における見積額と相違することが明らかになったことから、見積額変更による減少額7,230千円を資産除去債務から減算しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

| 日本 | 米国 | 欧州 | 中国 | その他 | 合計 |
|-----------|---------|---------|--------|-------|-----------|
| 1,032,448 | 619,731 | 428,624 | 75,649 | 3,838 | 2,160,293 |

（注1）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（注2）売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

| 日本 | 米国 | 欧州 | 中国 | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|---------|--------|-------|-----------|
| 1,230,735 | 1,360,768 | 469,356 | 18,534 | 7,321 | 3,086,716 |

(注1) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 売上高のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

主要な顧客ごとの情報

(1) その他営業収益

(単位：千円)

| 顧客の氏名又は名称 | 売上高 |
|------------------------|-----------|
| Invesco Advisers, Inc. | 1,102,416 |

(2) 委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(4) 投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内 容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------------------|--------------------------------|--------------|-------------------|-------------------------------|-----------------|--------|--------------|---------|--------------|
| 親会社 | Invesco UK Ltd. | 30 Finsbury Square, London, UK | 172,231千英ポンド | 投資顧問業 | (被所有) 間接 100.00 | 共通一般管理費の管理資金の援助 | 支払利息 | 10,520 | その他の未払金 | 10,520 |
| | | | | | | | 資金の借入 | 1,000,000 | 短期借入金 | 1,000,000 |
| 親会社 | Invesco Asset Management Ltd. | 30 Finsbury Square, London, UK | 216,722千英ポンド | 投資顧問業 | (被所有) 直接 100.00 | 投資顧問契約の再委任等 | 株主割当増資 | 3,385,933 | | |

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 資金の借入については、担保は差し入れておりません。

(注4) 株主割当増資につきましては、普通株式を一株あたり3,550米ドルで発行しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の内 容 又は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 (%) | 関連当事者との 関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------|--|--|--------------|-------------------|-------------------------------|------------------------|------------|--------------|---------|--------------|
| 親会社の子会社 | Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc. | 599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA | 750千米ドル | 不動産投資・管理業務 | なし | サービスフィーの受取と支払、一般管理費の立替 | 支払利息 | 383 | その他の未払金 | 383 |
| | | | | | | | 資金の借入 | 500,000 | 短期借入金 | 500,000 |
| 親会社の子会社 | Invesco Advisers, Inc. | 1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA | 751,434千米ドル | 投資顧問業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | その他営業収益の受取 | 261,049 | 未収入金 | 121,375 |

(注1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(注2) 支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 資金の借入については、担保は差し入れておりません。

(注4) その他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等 の所有(被 所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------------------|--------------------------------|--------------|-------------------|-------------------------------|-----------------|--------|--------------|---------|--------------|
| 親会社 | Invesco UK Ltd. | 30 Finsbury Square, London, UK | 172,231千英ポンド | 投資顧問業 | (被所有) 間接 100.00 | 共通一般管理費の管理資金の援助 | 支払利息 | 5,205 | その他の未払金 | |
| | | | | | | | 借入金の返済 | 1,000,000 | 短期借入金 | |
| 親会社 | Invesco Asset Management Ltd. | 30 Finsbury Square, London, UK | 216,722千英ポンド | 投資顧問業 | (被所有) 直接 100.00 | 投資顧問契約の再委任等 | 株主割当増資 | 2,000,000 | | |

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注3）株主割当増資につきましては、普通株式を一株あたり100,000円で発行しております。

（注4）親会社からの資金の借入れについては、平成23年6月に返済を行いました。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は 出資金 | 事業の 内容 又は職業 | 議決権等 の所有(被 所有)割合 (%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|---------|--|--|--------------|-------------------|-------------------------------|------------------------|------------|--------------|---------|--------------|
| 親会社の子会社 | Invesco Global Real Estate Asia Pacific Inc. | 599 Lexington Avenue, New York city, New York, USA | 750千米ドル | 不動産投資・管理業務 | なし | サービスフィーの受取と支払、一般管理費の立替 | 支払利息 | 5,479 | その他の未払金 | |
| | | | | | | | 借入金の返済 | 500,000 | 短期借入金 | |
| 親会社の子会社 | Invesco Advisers, Inc. | 1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA | 751,434千米ドル | 投資顧問業 | なし | 投資顧問契約の再委任等 | その他営業収益の受取 | 1,102,416 | 未収入金 | 97,251 |

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（注2）支払利息の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（注3）その他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

（注4）資金の借入れについては、平成23年9月に返済を行いました。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Asset Management Ltd.（非上場）

Invesco UK Ltd.（非上場、持株会社）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 170,356円58銭 | 1株当たり純資産額 113,652円91銭 |
| 1株当たり当期純損失金額 79,832円06銭 | 1株当たり当期純損失金額 24,769円97銭 |

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額()の算定上の基礎

| | 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|---------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 当期純損失()(千円) | 1,426,040 | 860,855 |
| 普通株式に係る当期純損失()(千円) | 1,426,040 | 860,855 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 期中平均株式数(株) | 17,863 | 34,754 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為</p> | <p>a . 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>b . 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。</p> <p>c . 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。</p> <p>d . 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。</p> <p>e . 上記c . およびd . に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。</p> |
|------------------------------------|--|

5 【その他】

| | |
|-------------|---|
| 定款の変更等 | 定款の変更は、株主総会の決議が必要です。 |
| 訴訟事件その他重要事項 | 訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

| 名称 | 資本金の額 (平成24年3月31日現在) | 事業の内容 |
|---------------|-------------------------|--|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |

(2)販売会社

| 名称 | 資本金の額 (平成24年3月31日現在) | 事業の内容 |
|---|---------------------------|---------------------------------|
| S M B C 日興証券株式会社 | 10,000百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社 S B I 証券 | 47,937百万円 | |
| 岡三証券株式会社 | 5,000百万円 | |
| かざか証券株式会社 | 3,000百万円 | |
| クレディ・スイス証券株式会社 | 78,100百万円 | |
| 西村証券株式会社 | 500百万円 | |
| 野村証券株式会社 | 10,000百万円 | |
| フィデリティ証券株式会社 | 5,207百万円 | |
| マネックス証券株式会社 | 7,425百万円 | |
| みずほ証券株式会社 | 125,167百万円 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |
| ソニー銀行株式会社 | 31,000百万円 | 銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。 |
| ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド(香港上海銀行) | 1,394,615百万円 ¹ | |
| 株式会社横浜銀行 | 215,628百万円 | |
| 楽天銀行株式会社 ² | 25,954百万円 | |

1 平成24年6月30日現在。円換算は、平成24年6月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=79.31円、1香港ドル=10.22円）によります。

2 関係官庁の認可を条件とし、平成25年1月1日付で楽天銀行株式会社の投資信託販売事業（国内籍投資信託）は、会社分割の方式により、楽天証券株式会社に承継される予定です。

(3)投資顧問会社

| 名称 | 資本金の額 (平成24年6月30日現在) | 事業の内容 |
|-----------------------------|---------------------------------|---|
| インベスコ・アセット・ マネジメント・リミテッド | 123,616,482英ポンド (約15,219百万円) | 英国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。 |

英ポンドの円換算は、平成24年6月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド = 123.12円）によります。

2【関係業務の概要】

| | | | | | | | | | |
|------------|--|----|--------------------|-----|-------------------------|-------|--|--------|---|
| 受託会社 | ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。 | | | | | | | | |
| 再信託受託会社の概要 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>10,000百万円(平成24年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>事業の内容</td> <td>銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。</td> </tr> <tr> <td>再信託の目的</td> <td>原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 資本金 | 10,000百万円(平成24年3月31日現在) | 事業の内容 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 | 再信託の目的 | 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。 |
| 名称 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | | | | | | | | |
| 資本金 | 10,000百万円(平成24年3月31日現在) | | | | | | | | |
| 事業の内容 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 | | | | | | | | |
| 再信託の目的 | 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。 | | | | | | | | |
| 販売会社 | ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。 | | | | | | | | |
| 投資顧問会社 | 委託会社よりマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。 | | | | | | | | |

3【資本関係】

| | |
|--------|-------------|
| 受託会社 | 該当事項はありません。 |
| 販売会社 | 該当事項はありません。 |
| 投資顧問会社 | 該当事項はありません。 |

第3【その他】

| | |
|---------------|--|
| 目論見書の名称等 | 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。 |
| 目論見書の表紙等の記載事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載します。 <ul style="list-style-type: none"> - ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。 - ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。 - ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。 ・ 請求目論見書の表紙等に、課税上は株式投資信託として取り扱われる旨を記載することがあります。 ・ 請求目論見書の表紙等に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> - インベスコ 欧州東方拡大株式ファンドは、株式などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）などに投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。 ・ 目論見書の表紙等に使用開始日を記載することがあります。 ・ 目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、またファンドの商品分類、お申し込みに関する事項などを記載することがあります。 ・ 目論見書の表紙等に、投信評価機関、投信評価会社などによるレーティング、評価情報および評価分類などを表示する場合があります。 |
| 請求目論見書の掲載事項 | 請求目論見書に、ファンドの信託約款を掲載します。 |
| 目論見書の使用方法等 | 目論見書は、電子媒体として使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。 |

独立監査人の監査報告書

平成24年8月8日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大木 一 昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの平成23年6月23日から平成24年6月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ 欧州東方拡大株式ファンドの平成24年6月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

インベスコ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|----------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 三浦 昇 |
| 業務執行社員 | | |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 鴨下 裕嗣 |
| 業務執行社員 | | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。